

新宿区景観まちづくり計画等改定 組織体制表（案）

	役割		進め方	構成
<b>景観まちづくり 審議会</b>	・小委員会からの意見を踏まえてとりまとめた 検討案について審議する。		・会議形式（事務局からの報告 に対する質疑応答、意見等）	・学識委員 8名 ・区民委員 8名 ・区職員 1名（都市計画部長）
<b>景観まちづくり 審議会小委員会</b>	・必要に応じて開催。		・会議形式（事務局からの報告 に対する質疑応答、意見等）	・審議会委員より選出（学識委員 5名、区民 委員 4名）
<b>景観計画検討 小委員会</b>	・事務局が報告する改定の方向性や改定内容、 検討案等について意見する。 ※令和2年度は改定の方向性を示す。			・審議会委員より選出
<b>ワーキング グループ</b>	・景観計画及びガ イドライン改 定に向けた調 査等を行い、検 討案を作成す る。	・ガイドラインを担当 →現地調査の実施 →改定案の作成 ※最終的な調整等は事務局・ コンサルタントが担当	・改定地区（エリア）ごとにグ ループを編成 ※編成可能な体制はどの程度 か？	・学識経験者 ・学生 ※地域住民にも参加していただくか？ （まち歩きなど）
<b>コンサルタント</b>		・主に景観計画を担当 →改定内容の検討 →改定案の作成		
<b>事務局（景観・ま ちづくり課）</b>		・審議会及び小委員会へ報告 を行う		
<b>地域住民</b>	・改定素案に対して、意見・提案を行う。		・改定地区（エリア）ごとに地 域説明会を開催 ・パブリックコメントを実施	・自由参加